

随意契約見直し計画

平成 19 年 9 月
独立行政法人日本貿易振興機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取りやめたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(12%) 59	(25%) 17
一般競争入札等	競争入札			(28%) 132	(25%) 17
	企画競争	(13%) 61	(35%) 24	(30%) 144	(38%) 26
随意契約		(87%) 414	(65%) 44	(30%) 140	(13%) 9
合 計		(100%) 475	(100%) 68	(100%) 475	(100%) 68

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取りやめたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(16%) 7	(10%) 0.8
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(9%) 4	(22%) 2		
随意契約		(91%) 39	(78%) 7	(16%) 7	(7%) 0.6
合 計		(100%) 43	(100%) 9	(100%) 43	(100%) 9

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取りやめたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(12%) 52	(27%) 16
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(13%) 57	(38%) 22		
随意契約		(87%) 375	(62%) 37	(31%) 133	(13%) 8
合 計		(100%) 432	(100%) 60	(100%) 432	(100%) 60

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降のすべての契約について、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札等に移行するものとした。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システムの設計業務、調査研究等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する(平成19年9月を目途に作成中)。

総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す(平成19年10月を目途に作成中)。

なお、総合評価方式への移行が事務・事業の性質からこれにより難しい場合及び直ちに移行が困難な場合は、公募、企画競争によることとし、業務マニュアルを作成する(平成19年10月を目途に作成中)。

(2) 複数年度契約の拡大

複数年度にわたる期間を前提にして一般競争入札又は企画競争により契約相手先を決定する必要がある案件については、複数年度一括して契約するためのルール作りを早急に検討する。

なおこの場合は、当該相手先との契約書において、予算措置が講じられない場合は、当該事業を執行しない旨を明記する。

以上